

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成26年 3月17日(月) 午前10時00分～10時50分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、
6番 幸前信雄、 7番 杉浦辰夫、 11番 鷺見宗重、
13番 磯貝正隆、 15番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 長谷川広昌、 5番 柴田耕一、 8番 杉浦敏和、
9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第 3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第 4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について
- (4) 議案第 6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 7号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- (6) 議案第 8号 市道路線の廃止について
- (7) 議案第 9号 市道路線の認定について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案7件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（総務部） 特にございませぬ。

《質 疑》

（１）議案第３号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

問（１１） 国民健康保険加入者、ほぼ全員が同額になるとの答弁がありましたけども、低所得者の試算は聞きましたが、次に多い、加入者が多い、所得階層の所得１００万円から１５０万円では、どれぐらい増額になるのか、総額でいくらになるのかお答えください。

答（市民窓口） 所得の１００万円からの階層の方で、どれぐらいの増額になるかという御質問でございますが、まず、４０歳代の方で被保険者二人ということで試算させていただきますと、所得１００万円の世帯で、おおよそ、年間６，５００円の増額となる予定です。この条件といたしましては、資産がないという元で計算させていただきました。こちら、４０歳代の方ですので、介護分があるということで計算しますと、年額の税額に換算しますと、１５万８，７００円になるという試算でございます。また、高齢者の方で、単身の方、６５歳以上の方で単身という方ということで試算させていただきますと、所得１００万円の方で、増額としましては、５，９００円、こちらは、資産がない方ということで試算しております。５，９００円の年間アップになるということで、税額といたしますと、１１万９，９００円になるという試算をしております。

問（１１） １００万円の方で、４０歳、二人の保険者ということで、１５万８，７００円ということですけども、やはり、所得から考えると少し多いように感じます。一つは、国民健康保険運営協議会の運営について、少しお聞きしたいんですけども、高浜市の保険料について、愛知県で一番高い部類に入るん

ではないかというふうに思いますけども、委員さんたちの意見は、どう思われているのか、また、今回の引き上げを行うことについての意見は、どういうものがあつたのか、お答えください。

答（市民窓口） 国保運営協議会での審議の内容ということで、今回、12月の運営協議会のほうで諮問させていただきましたが、それ以前に、8月に国保運営協議会のほう開催させていただいております。その中で、一人当たりの調定額及び一人当たりの一般会計からの法定外の繰入額につきまして、御説明をさせていただいております。国、県との比較、近隣市との比較を、こちら説明させていただきましたが、そのときの意見ということでは、特に、特段ございませんでした。また、諮問におきまして、税率の上げることについての意見ということでございましたが、こちらについても、特段の意見はございませんで、多くの意見があつたのは、保険者として行っていただきたいこと、例えば、収納率の向上のためとか、給付費を抑えるためにはどうしたらいいかというような意見を賜っておるといふところでございます。

問（11） でも、高いということは、一目瞭然で、その表を見ればわかると思うんですけども、こういう意見が出ないというのは、あのいうか、どうしてというか、そういうところがちょっとわからないし、なぜ、そういう意見の出れる雰囲気ではないのか、どうなのかということも、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

答（市民窓口） 今回、諮問をさせていただくに当たりまして、私ども、国保財政の運営状況、厳しさ等を御説明させていただいております。その中で、今回、諮問に当たりまして、退職医療の制度改正に伴う部分で影響が出ること、また、医療費の増に伴う部分について、保険税の不足が生じることを御説明させていただきました。こちら、保険税の不足分については、税率改定で。また、制度改正に伴う影響分については、一般会計からの法定外の繰り入れで、ということで、こちら、御認識、御了解を得ておるといふところでございます。

問（11） 次ですけども、払いたくても払えないという保険税になっているということで、市民は引き下げを望んでいると思われまふけども、国保税の引き上げを、今回よしとする国民健康保険運営協議会との意見の乖離が見受けられますけども、その調整は、どのように考えられているのか、お答えください。

答（市民窓口） 保険税の上昇を抑えるということになりますと、考えられる方策としましては、一般会計からの法定外の繰り入れの増額ということが、もう考えられるわけですが、私ども、法定外の繰り入れを行うに当たりましては、無条件とか、そういったものではなくて、一定のルールを設けて、こちら行っていくべきものであるというふうに考えております。例えば、単に、赤字が出たからという赤字補填のための法定外の繰り入れというものを考えている。そういったふうに考えるのではなくて、一定の条件、ルール、これをもって繰り入れるべきだというふうに考えております。今回に当たりましては、制度上の課題について、こちらについては、法定外の繰り入れを行おうということで、委員の皆様には、御了解を得ておるということで、市民の方にも、こちら、御了解を得るような説明をしていきたいというふうに考えております。

問（11） でも、この医療費についても、高騰が続いているということは聞いていますけども。病気になりたくてなったわけではないわけで、それを、やはり支えるということ、病気を治すということ、こういう保険ができていられるわけで、せめてね、愛知県の平均まで繰り入れを増額すれば、今回の引き上げには至らなかったと思いますけども、そういった点は、こちらから示すべきものではないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

答（市民窓口） 先ほど、御答弁させていただきましたとおり、法定外の繰り入れを行うにつきましては、単に、赤字補填ということではなくて、一定のルールを定めてというふうに私ども考えております。これについて、今回、運営協議会のほうで、御理解いただけたということでもありますので、よろしく願いいたします。

問（11） そのルールですけども、今回は、この退職金の関係の保険料が、下げられるということでありましたが、ほかには、どのようなものがあるのか、どのように考えているのか、お答えください。

答（市民窓口） 今回、退職医療制度廃止に伴いましての影響額を繰り入れさせていただきますいておりますが、それと同じくして、福祉医療波及分、こちらについても法定外の繰り入れをさせていただきます。

問（11） あと、ほかには、考えられることは、どんなことがありますか。

答（市民窓口） 私ども、今回の諮問に当たりまして、ルールを定めたという

ところでは、制度上の課題について、繰り入れていくということで、今回、御了解をいただいております。また、今後、制度上の課題とか、国保の取り巻く環境をですね、こういったものが変わってくるようなことがございましたら、それは運営協議会のほうに諮問を、またしていくということにはなっていないかと思えます。

問（１１） それでは、ちょっと細かいことすみませんけども、今回、平成２５年度の予算を見ると、徴収率が、２８・・・

「二十・・・」と発声するものあり。

問（１１） 平成２５年度予算・・・

「二十・・・」と発声するものあり。

問（１１） 平成２６年度予算を見ると、８８％です。それで、平成２５年度も８８％と、この引き上げにより、徴収率が下がるとは思いますけども、前年と同じというのはどういう考えでしたか。

答（市民窓口） こちらにつきましては、私ども、徴収の努力を行うということで、８８％を目標とさせていただきまして、これを下回らないように頑張っていきたいということでございます。

問（１５） 今回の資産割が、医療分について２％。それから、支援分については１％、減額になっておりますけども、これによって、どれだけの影響額が出ますか。

答（市民窓口） 資産割の１％の影響額が、３７０万円程度でございますので、これの３％分ということでございますと、１，０００万円程度の影響が出てくると、このように試算しております。

問（１５） 今、非常に厳しい状態であるし、また、平成２９年度には、国保の県単位化が見込まれている中で、せめて、この平成２８年度までは、現状税率という検討は、なかったでしょうか。

答（市民窓口） 委員、おっしゃるとおり、３年間の収支を見込みまして、３

年間、この税率でやっていきたいということで、今回、提案させていただいております。

問（15） 今度、改定があったでしょう。その26、27、28、3年間は、前の税率のままでいけなかったかという、検討をしたかということの質問です。

答（市民窓口） 今回、3年間の財政運営見通しを立てさせていただいたところ、3年間で、2億6,000万円ほどの不足が発生するという見込みとなりました。それに伴いまして、どういった対応方法があるかということで、一つは、税率の改定、もう一つは、一般会計からの法定外の繰り入れ。これについては制度上の問題で、課題において対応するというので、今回、対応させていただいております。

答（市民総合窓口センター） 委員、言われるのは、今年度、そのままの税率で、来年度、再来年度に、税率を上げるという考え方は、なかったかという考え方のお問い合わせだと思いますけども。私も、3年間の計画を出す中で、今年度から上げる形、翌年度は上げる形、いろんなシミュレーションをいたしました。その中で、いつ、一般財源からも繰り入れるかも含めて、そのときに、例えば、今年度もったとして、来年度上げるときには、その税率幅が大きくなりますので、3年間の中を平準化した3年間の運営の中の率を、どこから始めたらいいかという議論をした中で、平成26年度からの税率を上げ、同時に、繰り入れも平成26年度からするという形が、急激な増加というものが抑えられるだろうということで、させていただいたものでございます。

問（15） いや、僕が聞いているのは、資産割を、要するに減らさなくてもいいのではないかと聞いたんです。それは。要するに、現状のままで。要するに、厳しいならば、ましてや、今から3年後に、県のこういったことが考えられなかったら、中では、最低3年間は、現状維持のままでよかったのではないかと、今、質問したんです。これは。

答（市民窓口） こちら、資産割につきまして、答弁の中で、今回、所得割、資産割、均等割を見直すことについての考え方を、お話をさせていただきましたが、やはり、国保運営協議会のようなものもそうですが、資産割につきましては、資産を持っているだけで、それを課税されるということは大変厳しいという意見をいただいております。また、私も、担当の窓口のほうで、こちら、

相談を受けることが多くありまして、これについても、資産割の課税については大変厳しいものがあるという御意見をいただいております。それを鑑みまして、今回、諮問させていただく際に、資産割については、もう下げようということで、提案させていただいたという次第でございます。

問（15）　そういう意見なら、最初から言ってくださいよ、それを。それと、この前いただいた資料の中でも、やはり、近隣市においても引き下げが行われている。これちょっと、近隣市の状態を教えてください。

答（市民窓口）　近隣市の状況ということでございますが、資産割につきまして、刈谷市さんと知立市さんが、今回。刈谷市さんは、以前から資産割がなかったんですが、知立市さんにつきましては、平成26年度から資産割がなくなるという情報を聞いております。あと、碧南市さんと安城市さんの状況でございますが、碧南市さんですと、医療分の資産割が10%。高浜市ですと、今回、18%になっておりますが、それよりも8ポイントほど低いような状況でございます。また、安城市さんにつきましては、医療分の資産割が、14.4%でございます。高浜市より3.6ポイントほど低いような状況であります。

問（3）　今の15番委員の質問で、ちょっと聞きたいんですけども。今回、法定外繰り入れと税率改定ということで、いくつか案を考えてみえたと思うんですけども、どういったパターンの案を考えてみえたのか、いくつぐらいあったのか、お伺いできたらと思います。

答（市民窓口）　国保の運営協議会において、もう、お示しさせていただいたというところでございますと、まず、現状のものと、それから、一般会計からの繰り入れがなくて、これ所得割だけで見るとどれだけ増加させる必要があるかという提案と、もう一つは、現在、提案させていただいておる内容のものでございます。その間におきまして、国保運営協議会に諮問を諮る前に、まだいろんな、こう話し合いですね、内部的にも話し合いをさせていただいておりますが、その中では、もう少し資産割を下げてみてはどうかとか、その際だと、均等割を上げることになりますので、均等割を上げるという案も出てくると思いますので、そうすると、なかなか低所得者の方に対しては厳しいものがあるのではないかというようなことがありまして、国保運営協議会に出させていたいただきました案としましては、現行の案を、諮問させていただいたというような

状況です。

問（３）　ということは、いくつか数字を変えながらシミュレーションして、先ほどおっしゃったように、３年間という部分で平準化できるようにということで、今回、この数字だということで、いいですか。

答（市民窓口）　委員、お見込みのとおりでございます。

問（３）　最後に、今後ですね。この税率改定と法定外繰り入れしていくという部分を、どうやって被保険者の方々へお伝えしていくのかという部分を御説明いただきたいと思います。

答（市民窓口）　被保険者の方、また、市民の方に、今回の税率改定に伴いまして、いろいろこう御説明をしていかなければならないというところがございますが、現在、国保の財政が厳しいという状況とか、高度な医療費が伸びているというような状況につきましては、広報「たかはま」のほうで、今、説明をさせていただいておるところでございます。今後、税率の改定の運びということになりましたら、市広報で、また、その内容をお知らせしていくとともに、仮算定の通知書、こちらを発送する際に、税率改定の考え方も含めて御説明していきたいというふうに考えております。

問（３）　現状は、市民の方に理解を、まずしていただきたいというのと、今、市におきましても、その健康づくりの部分に取り組んでいる部分がありますので、そういった観点からと、ジェネリックのほうもそうですけれども、いろいろな手法があって、その医療費を抑制することができるということも、しっかりとお伝えをしていただきたいと思いますなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

（２）議案第４号　高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（１５） 昨年度のセンチュリー２１の返還においては、所有者と話し合いがちょっとまとまらずに、最終的に調停に至ったわけですが、今回のエクセル湯山との返還といたしますか、廃止に向けては、どのような話し合い、順調にいったかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

答（市民生活） 結論から申し上げますと、順調に手続きが進みました。その理由でございますが、やはり、昨年度のセンチュリーの関係の手續が影響しているものと思われま。

問（１５） 返還に際しては、修繕費ではなくて、要するに、清掃費ということで四十確か何万円ですか、確か、したと思うんですが、今回はどうですか。

答（市民生活） 今回は、前回と同様の社会通念上の範囲内という形で、返還をさせていただく予定をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

（３）議案第５号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について

問（１１） 地権者との関係なんですけども、いつ頃、この湯山の地権者から返還の申し出があったのか、お答えください。

答（地域産業） 土地の返還の要求がありましたのは、今年の５月でございます。土地所有者の方がお亡くなられておりますので、その相続人の方から土地の返還要求がございました。

問（１１） その間に、代替地を探して契約する時間もあったと思うんですけども、また、制度を変えて市が借り上げをやめるということになると思うんですけども、なぜ、変更ではなく条例廃止ということになったのか、その理由について、ちょっと詳しくお願いします。

答（地域産業） 先の総括質疑のときに、柴田議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、やはり、理由としては、土地の返還要求、これが一番だっ

たと思います。次に、市民菜園の設置目的につきましては、農地の有効活動と市民余暇利用というところで取り組んでまいりました。最初の土地の有効活用という点では、昭和58年の開園当時と比較いたしまして、市街化区域内の農地の状況が大きく変化していること、それから、市民の余暇の活用という点につきましては、アンケートを実施させていただきました結果から、目的のほうは、達成しているということは確認できたんですが、一方では、個人ニーズが多様化していることもわかり、菜園の利用に対しましては、現行の条件とほぼ変わらないことを望まれる方が約半数を占められました。加えて、市内では、個人の方から必要な面積を借りられて、家庭菜園をされているケースも少なくないこともわかりました。そうしたことを総合的に判断させていただきまして、土地の返還を契機に、廃止とすることといたしたものでございます。

問（11） 目的が達しているというのは、どういったところを見て達しているのか、ちょっと、今、鮮明にちょっとわからなかったので、お願いします。

答（地域産業） 市民菜園の、先ほどの余暇の活用という点につきましては、アンケートの結果、目的は達成できたということでございます。そのアンケートの結果というのは、市民菜園の役割が、お年寄りの健康で元気で長生きの人助けとなるいい場所、安らぎの場所となっており、市民菜園をやめてしまうのではないかと心配であるというような意見から、子どもに無農薬の野菜を食べさせたいので、市民菜園をお願いしますというような意見、そういったものもあったのですが、ただ、一つとして、高齢となってこれ以上は市民菜園をやれない、今までお借りしていただき、ありがとうございますというような御意見もありましたので、そういったところを踏まえまして、判断させていただいたということでございます。

問（11） これ以上できないという方は、何人ぐらいみえて、これからもやっ行ってきたいという方が、何人みえてというのは、わかりますか。

答（地域産業） 最終的に、これからもやっ行ってきたいというか、代替地を提示させていただいて、御希望された方は6名でございます。それから、この実際、このアンケートが、81名の方にお問い合わせいたしました、回答があったのが、27名でございます。その回答になかった方に関しましては、こちらのほうとしては、その御意向というか、御意見等はお聞きできなかったんですが、

回答として、まずもって、高齢のためできないという回答をしていただいた方は、意見としていただいた方で、1名でございます。

問（11）　ということは、これ以上できないとかということでは、目的を達したという理由に当たるのかどうかというのが、ちょっとわかりにくいんですけども、理解しにくいんですけども、27名の回答が寄せられたというのは、どのようにして回収したのか、お答えいただきたいなと思いますけども。

答（地域産業）　今年度までは、シルバー人材センターに管理のほう、委託しております。その関係で、料金の徴収も含めまして、シルバーさんをお願いしていることから、アンケートのほうにつきましても、シルバーさんのほうで、一旦、回収していただきまして、こちらのほうの手元に届いたというような状況でございます。

問（11）　興味がある方はね、まだあると思うんですよね。やりたいという方も、その中にはまだまだいると思うんですけど。この本当の、何ていうのかな、探す時間もあつたと思うんで、その変更という形で、条例を残すという方向では、なぜ、考えられなかったのかということ、お答えいただきたいんですけども。

答（都市政策部）　今、廃止をした根本というお話は、縷々、リーダーのほうで説明をしておりますが、アンケートをとらせていただいた段階でも、私ども、まず、市民菜園からの距離、お住まいの距離だとか、それから、今、1区画、4,800円という金額でやっておるんですが、そういったことも当然ながら場所を移すことによって、金額も上がってきますし、御存じだと思いますが、その場所というのは、湯山公園に非常に近い、近接しておりますので、トイレの心配だとか、そういったことも含めまして、さまざまな角度から検討して、今、おっしゃいますように、期間の中では、あそこだけではなくて、その付近のことも含めまして、区画で、そういったものを設けられないだろうか、それで、御負担もなるべく安価でできないだろうか、そういったことを考え合わせた結果で、先ほども言いましたけども、アンケートの内容、そういったのを含めて廃止に至ったということでございます。

委員長　ほかに。

質 疑 な し

(4) 議案第6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する
災害派遣手当に関する条例の一部改正について

問(13) それでは、お伺いします。今回のこの改正案は、いわゆる復興法の施行を受けて、その第43条の規定に基づいた復興計画の作成等のために、派遣された職員に対する、災害派遣手当を支給するものということになっておりますが、この復興計画の作成等のですね、等には、何が該当するか、まずお伺いしたいと思います。

答(都市防災) 大規模災害からの復興に関する法律、ここの第53条で、復興計画の策定等のために必要があるときは、職員の派遣を要請できるとされております。復興計画の作成等、この等ということをございまして、法律の第53条で、復興計画の作成、もしくは、変更、または、復興整備事業の実施の準備、もしくは、実施と定められております。したがいまして、復興計画の作成等の、この等に該当するものは、具体的に申し上げますと、復興計画の変更、または、復興整備事業の実施の準備、もしくは、実施ということになります。

問(13) それでは、確認の意味もありますけれども、この復興に基づく派遣職員の要請、これについては、どこへ行うものでありましようか。

答(都市防災) すみません。先ほどの答弁のところ、法律の第53条と申し上げたところがありますが、法律の第35条で、復興計画の作成等というところをございしますので、訂正をお願いいたします。御質問のところをございしますが、復興法、第53条におきまして、職員の派遣の要請は、関係行政機関の長、または、関係地方行政機関の長に対し、派遣職員の派遣を要請することができる定められております。具体的に申し上げますと、関係行政機関の長とは、いわゆる、中央省庁の長、関係地方行政機関の長は、中部地方整備局や東海農政局などの中央省庁の出先機関の長に要請をし、派遣を受けることとなります。

問(13) 復興法については、わかりましたけども、もう一つ、災害対策基

本法、これによる職員の派遣については、災害応急対策、または、災害復旧ということにされておりますが、この災害対策基本法による職員派遣も復興法と同じような形をとるのかどうかということと、復興法と災害対策基本法との業務の違いといいますか、受ける業務の違いを、ちょっと御説明いただければと思います。

答（都市防災） まず、復興法による職員派遣につきましては、同法の規定に基づく復興計画や復興整備事業のために出されるものでございます。したがって、それ以外の法律に基づきます災害復旧事業などのための職員派遣につきましては、災害対策基本法に基づくものとなります。具体的には、復興事業として、公共土木施設の新設、宅地造成、土地改良事業などを行う場合には、復興法による職員派遣が適用され、一方、海岸保全施設などの公共土木施設、農地等、文教施設などの災害復旧事業などを行う場合につきましては、災害対策基本法による職員派遣のほうが適用されるというものになります。

問（13） ですから、それは理解しましたが、その派遣の依頼は、復興法と同じような形なんですか、その災害復旧法のほうの、お願いします。

答（都市防災） 復興法と災害対策基本法に基づくもので、基本的には、同じ流れという形になります。

問（13） それでは、今、当市から岩沼市にお二人ですかね、岩沼市に関しては。そういう形で派遣をさせていただいておりますが、こういった場合、これは、今、復興法でよろしいですか、それとも、そういう流れかということと、当然、その身分的に、向こうへ移られるわけですから二つに身分、身分という怒られますけれど、そういった感じでよろしいのかどうか、お願いしたいと思います。

答（都市防災） まず、岩沼市に派遣されておるものは、こういった復興法ですとか、災害対策基本法に基づくものではございません。これにつきましては、地方自治法、第252条の17の規定によります派遣ということで取り扱っております。あとは、身分の部分でございしますが、当然ながら、国として身分と、派遣されたところの身分、これを合わせて持つという形になります。

問（13） そうしますとね、その復興法、災害、そちらはいいんですが、身分はいいんですが、現状、例えば、今、出向されてみえる方については、地方

自治法云々というお話ですから、そちらも同じような感覚でよろしいですか、その身分的などという部分は。

答（都市防災） 地方自治法に基づく派遣につきましても、身分のほうは合わせ持つという形になろうかと思えます。

問（13） そうしますとね、復興法だとか、そういう大きな法律に基づくものであると、依頼のあっせんについては上のほうに出すということですが、この第252条の17の規定によりますとね、これは、自治体間のやり取りでOKということで、よろしいですか。

答（行政） 先ほどの自治法の規定でございしますが、普通公共団体の長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、事務処理のため、特に必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長等に職員の派遣を求めることができるということで、法に特別な定めがあれば、それによりますでしょうけれども、そうでなければ、この自治法の一般法が適用をされるということになります。ですので、今回、岩沼市の場合は、この第252条の17の規定によって派遣をしているということの御理解でよろしいかと思えます。

問（13） この間、視察をさせていただいて、非常に石川君がですね、非常に大きく活躍をしてみえるということは、現場の中でね、理解をさせていただきましたけれども、いわゆる、その第252条の17の後ろに、協定というものがあるような気がするんですが、いずれにしても、いろんな人が向こうのまちへ行って、あるいは、またこちらに来ていただいているということがございます。そうしますとね、いいことばかりではありませんので、不測の事態が、うまく言えませんが、あると思えますが、こういった協定、例えば、岩沼市さんと、いわゆる、そのそういった場合は、どちらのどうのこうのといっって、いろいろあるとは思いますが、そういう協定、何か起きたときの不測の事態の協定というのは、結ばれて、当然、やってみるということ、やるべきものなんではないかな。それ善意の、お互いの、その理解の上でという世界もありまして、あるかどうか、うまく言えませんが、その辺は、協定は、まあいいですわ。岩沼市さんとは、そういう何か問題があったときは、という協定は結ばれておりますか。

答（都市防災） 地方自治体同士の相互応援協定のところだと思いますけども、

今のところは、まだ、岩沼市さんとは、そういった締結という話は進んではおられないというのが現状でございます。

問（13） いずれにしてもね、高浜市を代表して、例えば、今回はそういった復興、あるいは、災害復旧という世界で行っておられますし、また、そうではない片一方で、高浜市を代表してですよ、国のほうやらいろいろ出向して、勉強していただいている部分もありますので、その辺はですね、一つ、今後、しっかり意識をしながら派遣をしていただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

（5）議案第7号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

問（6） 簡単な質問なんですけども、今回、高浜市道路占用料条例の一部改正、これが出てきた、そもそもの理由というのが、どこにあるのかということをお教えいただけませんか。

答（都市整備 主幹） 今回の改正が出てきた理由の大きな要因は、国が道路法の施行令を変えたということでございます。それに伴い、愛知県のほうが条例の改正をし、そちらの条例の改正について、各自治体、市町村への通達があり、高浜市が変えるということでございます。

問（6） このタイミングで変えてくるということは、消費税か何か絡んで、そういう話が出てきているんでしょうか。

答（都市整備 主幹） 今回、条例を改正したものにつきましては、特に消費税の税率については、関係ございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

(6) 議案第8号 市道路線の廃止について

質 疑 な し

(7) 議案第9号 市道路線の認定について

問(4) 市道路線の認定についてですけども、この時期に、このような市道路線の認定を提出されたというのを、ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

答(都市整備) 今回の時期に提出されたという御質問なのですが、御説明をちょっとさせていただきます。市道認定の進め方なのですが、前年度に市が行った道路工事だとか、民間が行った宅地開発工事等により築造された道路につきましては、道路法の基準に沿って、翌9月議会に審議をいただきながら市道認定を進めることになっております。今回の2路線につきましては、新たにできる道路の沿線の複数の地権者が、協力し合いまして、道路に接していない土地の有効利用を図る目的で、実費に道路を築造して寄附していただいている案件でございます。2路線とも道路の帰属要件に合った道路として築造されていることから、早期に高浜市道として認定を行う必要があると判断いたしまして、今回の3月議会に御審議していただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

問(4) 実費でやっていただけるということなんであれですけども、ありがたいことなのですが。今回のようなケースは、今後、また考えられるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

答(都市整備) 今回のような道路だけを築造して寄附をいただく案件は、近年、例がありません。今後につきましても、道路の築造を伴う寄附について、寄附の時期を含めて調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問(4) 今回、この市道路線の認定ですけども、廃止路線と認定する路線が

同じ路線名になっていて、同一路線なのか、また、同じ路線の場合、このような手続きが必要になってくるのか、その辺をちょっと説明していただきたいと思いますけども。

答（都市整備） 最初の御質問の同じ路線であることについては、同じ路線の場所の路線ではございます。この横田道治線ですが、今まで認定は、北側が行きどまりでありまして、今回の道路の寄附の道路が接続され、通り抜けできるようになりました。新たに寄付された道路側が、既存の認定道路が延長されるようになったことで、この横田道治線の終点が変わることになりまして、今回の認定でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第7号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第8号 市道路線の廃止について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第9号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時50分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長